

42. 111. 03

→42. 400. 03

支配関係の存在により混同を生ずるおそれがないものとして 取り扱う場合の審査運用について

商標審査基準 第3十九、第4条第4項

4. 「混同を生ずるおそれがない」について

(3) 支配関係の存在により混同を生ずるおそれがないものとして取り扱う場合
出願人と引用商標権者が次のいずれかの関係にあるときは、混同を生ずるおそれがないものとして取り扱う。

- ① 引用商標権者が出願人の支配下にあるとき。
- ② 出願人が引用商標権者の支配下にあるとき。
- ③ 出願人と引用商標権者が同一の者の支配下にあるとき。

出願人と引用商標権者に支配関係がある場合の取扱いについては、商標審査基準〔改訂第13版〕から〔改訂第16版〕では、商第4条第1項第11号の規定に係る審査基準において、同号に該当しないものとして取り扱うこととされていた。商第4条第4項が整備され、コンセント制度が導入されたことを踏まえ、令和8年4月1日適用の商標審査基準〔改訂第17版〕から、上記同項の規定に係る審査基準が適用され、混同を生ずるおそれがないものとして取り扱うこととされている。

1. 「支配下にある」について

商標審査基準第3十九、第4条第4項（以下「本基準」という。）4. (3)における「支配下にある」こととは、会社法（平成十七年法律第八十六号）上の「子会社」又はこれに相当するものである場合とする。

会社法上の「子会社」とは、会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社とその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいい（会社法第2条第3号）、この「法務省令で定めるもの」とは、会社が他の会社等（会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）その他これらに準ずる事業体）の財務及び事業の方針を支配している場合における当該他の会社等（会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第3条第1項、同第2条第3項第2号）をいう（別紙参照）。

したがって、いわゆる孫会社に該当する場合も、会社法上の「子会社」であれば、「支配下にある」と認められる。

なお、例えば、一般社団法人である等、会社ではない場合であっても、会社

法上の「子会社」に相当する支配関係があれば、「支配下にある」と判断することとする。

2. 立証資料について

出願人は、会社法上の「子会社」又はこれに相当するものであることを証明する書類（有価証券報告書、法人税確定申告書別表2（同族会社等の判定に関する明細書）、株主名簿、会社案内等）を提出する。

3. 具体的な運用方針

提出された書類により、①引用商標権者が出願人の「支配下にある」と認められるとき、②出願人が引用商標権者の「支配下にある」と認められるとき、又は、③出願人と引用商標権者がいずれも同一の者の「支配下にある」と認められるときには、混同を生ずるおそれの有無について具体的に検討することなく、混同を生ずるおそれがないものとして取り扱うこととなる。

したがって、例えば、出願人と引用商標権者がいわゆる兄弟会社に該当する場合も、両者がいずれも同一の者の会社法上の「子会社」であれば、混同を生ずるおそれがないものとして取り扱われる。

なお、単なるグループ会社であることを主張・立証するにとどまる場合は、本取扱いの対象となるものではない。

4. 同一商標・同一指定商品役務の処理

上記①～③に該当する場合であっても、引用商標と同一の商標（縮尺のみ異なるものを含む。）であって、同一の指定商品又は指定役務について使用するものは、本基準の適用を受けることはできない。

なお、「同一の指定商品又は指定役務」は、出願商標の指定商品又は指定役務のうち、引用商標の指定商品又は指定役務と同一の表示のものを指す（概念的に含まれているものを除く。）。

（注）以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第4条第4項（先願に係る他人の登録商標の例外）」の審査基準](#)

(別紙)

■会社法（平成十七年法律第八十六号）抄
（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 会社 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。
- 二 (略)
- 三 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。
- 三の二～三十四 (略)

■会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）抄
（子会社及び親会社）

第三条 法第二条第三号に規定する法務省令で定めるものは、同号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

2 (略)

3 前二項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。

一 他の会社等（次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その子会社及び子法人等（会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。）を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

イ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等

ロ 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。

- (1) 自己の計算において所有している議決権
- (2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権
- (3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権

ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。

- (1) 自己の役員
- (2) 自己の業務を執行する社員
- (3) 自己の使用人
- (4) (1) から (3) までに掲げる者であった者

ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。ニにおいて同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。

ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であって、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

4 (略)